



労健安監発第 2 2 号
平成 2 8 年 6 月 2 7 日

独立行政法人労働者健康安全機構
理事長 有賀 徹 殿

独立行政法人労働者健康安全機構
監事 黒須 篤夫
監事（非常勤） 藤川 裕紀子

監査報告について

独立行政法人通則法第 1 9 条第 4 項及び同法第 3 8 条第 2 項の規定に基づき、
監査報告を作成しましたので、別紙のとおり提出します。

監査報告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）の平成27事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査室、総務部企画調整課その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、機構本部において業務及び財産の状況並びに厚生労働大臣等に提出する書類の調査を行うとともに労災病院等の施設往査を行った。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、平成27事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の平成27事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- 5 事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、監事による監査が必要とされている事項については、指摘すべき重大な事項は認められない。

Ⅳ その他

機構は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」（平成 27 年法律第 17 号。以下「法律」という。）により、法律施行時（平成 28 年 4 月 1 日）に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所は解散した上で、その組織及び業務を機構に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構と改めている。

平成 28 年 6 月 27 日

独立行政法人労働者健康安全機構

監事

黒須 篤夫 

監事（非常勤）

藤川 裕子 